

特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた 避難指示解除に関する考え方（案）

令和3年8月31日
原子力災害対策本部
復興推進会議

1. はじめに

福島原子力災害からの復興・再生は政府の最重要課題であり、これに向けた重要な一歩として、令和2年3月までの間に、全ての避難指示解除準備区域、居住制限区域において、避難指示の解除を行ってきた。

他方、帰還困難区域は、「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」（平成23年12月26日原子力災害対策本部）において、「将来にわたって居住を制限することを原則」とした区域とし、バリケードなど物理的な防護措置を実施し、立入りを厳しく制限してきた。

この帰還困難区域について、地元からの要望や与党の提言を受けて、「帰還困難区域の取扱いに関する考え方」（平成28年8月31日原子力災害対策本部・復興推進会議）において、「たとえ長い年月を要するとしても、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組むとの決意」を示した上で、帰還困難区域への住民の居住を可能にするという新たな政策的決定の下、復興のステージに応じた新たなまちづくりとして、特定復興再生拠点区域（以下「拠点区域」という。）を整備する方針を示した。

現在、この方針を踏まえ、6町村の拠点区域において、各町村の特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づき、家屋等の解体・除染、インフラの整備及び買い物、医療・介護等の生活環境整備が進められている。帰還困難区域を抱える自治体の復興を着実に前進させるため、引き続き、国・県・町村が連携し、拠点区域の避難指示解除に向けた取組を進めるとともに、避難指示解除後の拠点区域への住民の帰還や新たな住民の呼び込みを促進していく。

帰還困難区域における特定復興再生拠点区域外（以下「拠点区域外」という。）については、「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針」（令和元年12月20日閣議決定）において、「それぞれの地域の実情や、土地活用の意向や動向等の現状分析、地方公共

団体の要望等を踏まえ、避難指示の解除に向け、今後の政策の方向性について検討を進める」との方針を示した上で、個別に各自治体の課題、要望等を伺ってきた。また、拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除の方針を早急に示してほしいとの地元の強い要望を踏まえ、与党から政府に対して、「復興拠点区域外の自宅に帰りたい」という住民が帰還し、生活できるようにするとの観点から、拠点区域外の避難指示解除に向けた方針の具体化に向けた基本的視座が提言されている。

地元からの要望や、与党の提言を重く受け止め、原子力災害対策本部及び復興推進会議において、拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除に関する基本的方針を決定する。

2. 拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除に関する基本的方針

以下の基本的方針に基づき、拠点区域外の避難指示解除及び復興に向けて、地元と十分に議論しつつ、国は、施策の具体化を行う。そして、国は、2020年代をかけて、帰還意向のある住民が帰還できるよう、避難指示解除の取組を進めていく。

1. 国及び地元自治体は、拠点区域外の住民の帰還に関する意向を個別に丁寧に把握した上で、帰還に必要な箇所を除染し、避難指示解除を行う。住民の意向確認に際しては、すぐに帰還について判断できない住民にも配慮して、複数回にわたり実施する。なお、営農については、帰還意向と併せて住民の意向を確認し、地元自治体とも協議しながら必要な対応を進める。
2. 拠点区域外を除染は、現在計画されている拠点区域の避難指示解除後、帰還意向確認等の状況を踏まえて、遅滞なく開始する。その際、帰還する住民の生活環境の放射線量を着実に低減させ、避難指示解除及び住民の安全・安心に万全を期すため、国は、除染の手法・範囲について、十分に地元自治体と協議しながら、検討する。
3. 拠点区域外の住民の居住・生活に必要なインフラの整備については、帰還困難区域における新たなまちづくりの中心となる拠点区域の整備状況も踏まえつつ、除染と一体で効率的に行う。
4. 帰還する住民の生活環境の向上や自治体復興の観点から、拠点区域外への立入制限の緩和等について、十分に地元自治体と協議しながら、必要な対応を行う。
5. これを実現するため、国は、必要な制度及び予算を措置する。その際、本方針は、将来にわたって居住を制限することを原則とした帰還困難区域への居住を可能にし、拠点区域外への帰還実現・居住人口の

回復を通じて自治体全体の復興を後押しする措置であることから、東京電力に求償せず国に負担をお願いする。本方針の実施に係る予算については、一般会計の財政収支に影響を与えることなく、東日本大震災復興特別会計及びエネルギー対策特別会計の応分の負担により確保することとする。

3. 帰還困難区域を抱える自治体への個別支援の推進

帰還困難区域を抱える自治体においては、人口減少、高齢化等の課題が進行していることから、活力ある地域社会の再生・持続を図るため、拠点区域外の避難指示解除のみならず、当該自治体の避難指示解除区域や拠点区域への帰還及び移住・定住を促進していく必要がある。

このため、国・県・市町村が個別に議論してきた自治体ごとの課題や対応の方向性を踏まえ、産業の活性化、雇用の創出、居住・生活環境の充実といった個別支援を一層推進していく。

特に、拠点区域について、避難指示解除後の拠点区域への移住・定住を促進し、人口の着実な回復につなげるため、帰還・移住等環境整備交付金等の支援施策を活用し、拠点区域における魅力あるまちづくりを推進していく。

4. 今後の課題

こうした取組を進める中で、残された土地・家屋等の扱いについては、地元自治体と協議を重ねつつ、検討を進め、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組む。

5. おわりに

今回の方針は、拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除について方針を示したものである。政府としては、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組むとの決意に揺らぎはない。「福島復興なくして、東北復興なし。東北復興なくして、日本の再生なし」。こうした考えの下、引き続き、復興・再生をさらに前に進めていく。